

教育委員会におけるいじめ防止等の取組について

1 杉並区いじめ防止対策推進基本方針の取組について

(1) 教育 SAT やスクールソーシャルワーカー (SSW) との連携による支援等の取組

※教育 SAT (スクール・アシスト・チーム) : 指導主事、学校管理職経験者、SSW、相談員等で構成され、それぞれの専門性を発揮して、学校の生活指導にかかわる課題解決を支援するチーム

SSW : 福祉、学校教育、教育相談等について専門的知識や調整能力を有する職

ア 教育 SAT のいじめ対応状況 (件数)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
小学校	20	19	13
中学校	14	6	7
合計	34	25	20

※平成 27 年度については、1 月末日までの件数

イ 関係機関との連携によるいじめ問題へ対応

複雑化するいじめ問題については、必要に応じて SSW を核として、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、医療機関等が連携を図り対応を図っている。

(2) いじめ電話レスキュー事業等の運用状況 (平成 25 年 6 月より)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
相談件数	27 件	44 件	41 件

(3) すきなみネットでトラブル解決支援システムの運用状況 (平成 27 年 6 月より)

	平成 27 年度	平成 28 年度
ダウンロード数	442 件	452 件 (4 月 6 日現在)
相談件数	11 名 のべ 24 件 (運用開始から年度末まで)	7 名 のべ 25 件 (4 月 1 日から 5 月 18 日まで)
いじめの相談件数	4 名 のべ 7 件	3 名 のべ 6 件

※ダウンロード数 : ここでは、本アプリをスマートフォンに取り入れた数のこと

2 いじめ対応マニュアルの改定について (別添資料)

現在の「いじめ対応マニュアル (平成 24 年 8 月改訂)」について、平成 25 年 6 月の「いじめ防止対策推進法」の施行や、平成 27 年 8 月の「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」の策定等を踏まえ、抜本的に改定を図る。

青少年問題協議会 資料
平成28年5月24日
未定稿

いじめ対応マニュアル

改定素案

平成28年5月
杉並区教育委員会

目 次

はじめに

1	いじめに対する基本的な認識等	1
2	いじめを未然防止するために	3
3	いじめを早期発見するために	5
4	いじめの発見から解決までの対応	7
5	いじめの重大事態へ対応	13

【資料編】

(1)	いじめ防止対策推進法（概要）	16
(2)	発達段階によるいじめの特徴	17
(3)	いじめの発見チェックリスト	18
(4)	いじめの指導記録（例）	19
(5)	いじめのアンケート（例）	20
(6)	主な相談窓口・関係機関一覧	22

1 いじめに対する基本的な認識等

(1) いじめの定義

「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」では、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定を踏まえ、以下のとおり、いじめを定義している。

【いじめの定義】

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

- ※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等や、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようにみえることでも、いじめられた児童等の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

【いじめの態様】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間外れ、集団から無視される
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

～いじめに対する留意点～

- 児童同士が対等な関係ではなく、いじめられる者に精神的な苦痛を感じさせている。「弱い子」だけがいじめにあうのではない。
- 心理的、身体的に苦痛を伴う攻撃を加える、この苦痛の程度は受ける者によって異なる。
- いじめには、観衆（はやし立てる、面白がってみる等）、傍観者（見て見ぬふりをする等）がいる場合がある。

(3) いじめ防止対策の基本的な視点

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、絶対に許されない行為である。

【いじめ防止対策の基本的な視点】

- ① **いじめを単なるけんかやトラブルとして受け止めず、人権侵害、差別の問題として受け止める。**
 - ※ 人間関係を破壊したり、人間形成を阻害したりするもので、時には生命の危機にも関わる重大な問題であると受け止める。
- ② **「いじめられる側にも問題がある」という見方をしない。**
 - ※ このような見方は被害者の人格を否定し、被害者救済を妨げるものであり、いじめを許容することになる。
- ③ **いじめであるか否かは、いじめを受けた者の受け止め方で判断する必要がある。**
 - ※ 「その程度で・・・」といった見方は、いじめを受けた者の心情にかえって傷つける。
- ④ **いじめの未然に防止することやいじめを早期に解消することは、児童・生徒の成長・発達にとって極めて重要な問題として受け止める必要がある。**
 - ※ 各学校では、全教職員の共通理解を図るとともに、保護者の理解と協力を得ながら、未然防止、解消等に全力を傾けなければならない。
- ⑤ **「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童・生徒にも起こりうるものである」という危機意識をもって対応する必要がある。**
 - ※ 自分の学校では、自分の学級では等と他人事として考えるのではなく、常にいつ自分の学校・学級で起きるかもしれないという危機意識をもっておく必要がある。
- ⑥ **いじめについては、多くの被害を児童等や周囲の児童等が、相談していない実態を把握しておく必要がある。**
 - ※ 児童等の全てが教員等に相談をしているわけではなく、相談していない実態があることを理解し、いじめを教員自らが発見する努力が必要である。
- ⑦ **いじめを傍観させないことを指導する必要がある。**
 - ※ いじめの傍観は、いじめ行為と同様に許される行為でないことを、児童等たちに指導をしておく必要がある。
- ⑧ **いじめは解消後も注視する必要がある。**
 - ※ 一度起きたいじめでは、いつ、どのような場面で、再発する可能性があるのか分からない。解消したとして安心するのではなく、常に注視する必要がある。

2 いじめを未然防止するために

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

いじめを許さない学校・学級づくりを進めるためには、以下の点を十分踏まえて対応を図る必要がある。

【いじめを許さない学校・学級づくりのポイント】

① いじめ問題には未然防止の視点で対応する

「いじめが発生してから対応する（事故対応）」のではなく、「いじめを生まない、許さない学校・学級風土をつくる（未然防止）」ことが必要である。すべての児童・生徒に健全な社会性をはぐくみ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」、「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」ことを定着させなければならない。

② 信頼関係の中にこそ、いじめの解決の糸口がある

日頃から、児童・生徒とのコミュニケーションを密にし、児童・生徒が教員等に何でも話せる、相談できる信頼関係を構築するとともに、「いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為である」ことを、児童・生徒に認識させる。

③ 教育活動を通して児童・生徒の豊かな人間性の醸成を図る

学校教育活動を通して、児童・生徒に対して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや生きることの素晴らしさなどについて、心からその価値を感じるように適切に指導する。

(2) いじめを未然防止するための手だて

いじめを未然防止するためには、以下の手だてを着実に講じていくことが重要である。

【いじめを未然防止するための手立て】

① 学級活動の充実

ア 教師は児童・生徒に対し、共感し受け入れる態度を示すことにより、児童・生徒一人一人のよさが発揮され、国籍や障害等による差別意識をもたず、互いを認め合うことのできる学級づくりをすすめる。

イ 児童・生徒の自主的活動を保証し、規律と活気のある学級づくりをすすめる。

ウ 正しい言葉遣いができる学級集団を育てる。

※ いじめのきっかけは言葉によるものが大半であるため、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。

(例)「キモイ」「ウザイ」「死ね」「殺す」

エ 年度当初に学級でルールや規範を定め、児童・生徒がこれらのルールや規範を守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、これらのルールや規範の改善に向けて、毅然とした粘り強い指導の徹底を図ることも重要である。

オ 定期的に行う生活アンケートや各学力調査における質問紙調査の結果、児童・生徒の出欠状況や遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等から実態を把握し、児童・生徒の心の変化を素早くつかみ、早期対応につなげる。

カ 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見直し、先の見通しをもってすすめる。

② 授業中における児童・生徒指導の充実

ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。

イ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童等たちの学びを保証する。

ウ 発言や集団への関わりに消極的な児童・生徒に対して、教師が適切に支援し、達成感や連帯感、自己肯定感が持てるよう配慮する。

エ 教科担任として、自らの授業づくりの在り方を定期的に見直し、先の見通しを持ってすすめる。

③ 道徳授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に関わりのある教材を取り入れた指導計画に基づいて、いじめを許さない心情を育てる授業を工夫する。

④ 学校行事の工夫

児童・生徒の取組を通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。

⑤ その他

ア 児童・生徒が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、児童会・生徒会活動の活性化を図る。

イ 6月、11月、2月に実施する「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（東京都）や5・6月、9・10月に実施する「いのちの教育月間」（杉並区）等を活用し、学校全体や学年・学級単位で生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組の推進を図る。

ウ ソーシャル・ネットワーキング・サービスやインターネット等を通じて、意図的または無自覚にいじめの加害者や被害者になるケースがある。情報教育授業や道徳、学級活動等の中で関連性をもたせながら、情報モラル教育に取り組む。

エ アスペルガー症候群、ADHD等の発達障害のある児童等に対するからかい等から、いじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラー等専門職を交えて、教職員間で児童・生徒の障害特性の理解や具体的関わりの共通認識をもとに、周りの児童・生徒への指導や本人への配慮などの対応方法を工夫する。

3 いじめを早期発見するために

(1) 児童・生徒のサインを見逃さない

いじめは発見しにくいもの、発見されにくいものであると認識し、日頃から児童・生徒を注意深く観察する必要がある。また、日常の行動や生活の様子から、ちょっとした変化を見逃さないように努め、特にいじめられる側の児童・生徒のサインを決して見落としてはならない。

*資料編「(2) 発達段階によるいじめの特徴」「(3) いじめ発見チェックリスト」を参照。

【児童・生徒のサインを受け止める際の心構え】

- ・ いじめる側の児童・生徒は、いじめをしているとの自覚がなく、単なる遊びのような気持ちでいることも多い。
- ・ いじめは、隠れたところで行われる。
- ・ いじめられる側の児童・生徒は、いじめの被害を訴えにくい心理状況にある。

(2) いじめを早期発見するための手立て

いじめを早期発見するためには、以下の手立てを適切に実施していく必要がある。

【いじめの早期発見のポイント】

① 児童等のきめ細やかな観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声を掛け様子を伺う。

② 複数の教職員による観察

ア 多くの教員が様々な教育活動を通して児童等たちと関わることにより、発見の機会を多くする。(教科担当(専科担当)教員、部活動顧問教員等)

イ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりすることも気になる場面の発見につながる。

ウ 教員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行うことも、発見を容易にする。

③ いじめアンケート調査の活用

ア いじめアンケート等の調査を学校全体で計画的に取り組む。

イ アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。

ウ 児童・生徒の人間関係に変化が表れる時期(新年度や長期休業明け等)や、学年末でクラス替えに伴う人間関係上の不安を感じる時期に実施することも有効である。

④ 教育相談を通じた把握

ア 定期的な生活面談や進路面談を実施するとともに、児童・生徒が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。

イ 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

⑤ 保護者や地域からの情報

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースがある。学内での発見が難しい場合もあるため、保護者や地域から情報を得られるよう常に風通しのよい関係を心がける。

⑥ いじめが疑われるときの対応

ア 注意深く見守り、速やかに他の教員に相談し、一人で抱え込まず、複数の目で判断する。

イ いつもと違う状態や行動の背景、児童・生徒同士の関係など、全体像を正しくつかむ。

ウ 指導を開始する時期を逸さない。速やかにいじめに関わっている関係者から詳細な聞き取りを行う。

エ 先入観に惑わされたり、表面的な問題行動だけに目を奪われたりしないように、児童・生徒のサインを見逃さず、各方面からのいじめについての客観的な情報を得る。

4 いじめの発見から解決までの対応

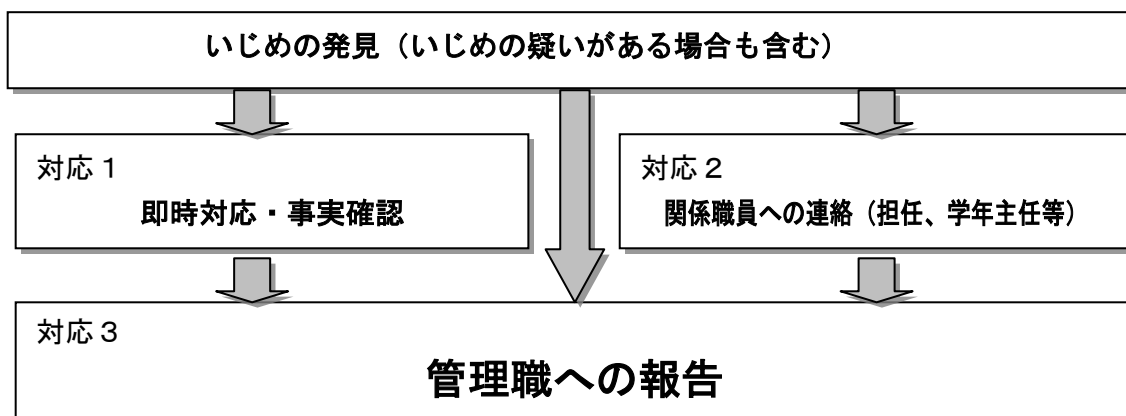
(1) いじめの発見から組織的な対応の流れ

いじめを発見した場合（いじめの疑いがある場合も含む）、その状況等を適時適切に管理職に報告し、一人で抱え込まず、組織的な対応を図ることが重要である。



① Step1 いじめを察知したら、すぐに管理職に報告する。

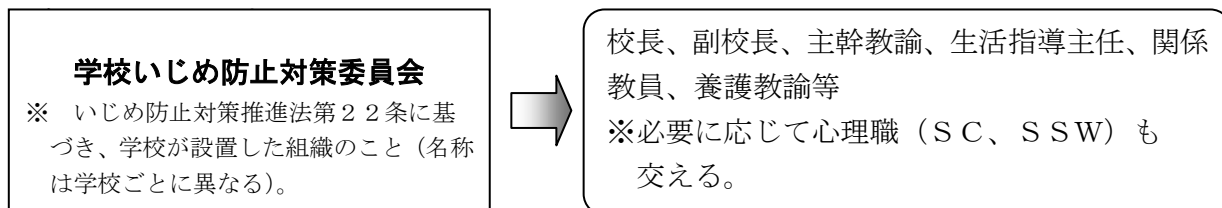
いじめを（いじめの疑いがある場合も含む）発見したら、その状況を管理職に報告する。



※ いじめを発見した場合は、様々な対応が発生するが、その都度、管理職に確実に報告・相談する必要がある。

② Step 2 校長による校内いじめ対策委員会等の開催

校長は、いじめの発見後、速やかに学校いじめ防止基本方針に基づいて設置した学校いじめ対策委員会を開催する。メンバーについては、学校のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等、いじめの実態に応じて必要な人選を行う等、状況に応じて柔軟な対



③ Step3 校内いじめ対策委員会等で情報を共有し、組織的な対応を図る。

いじめの事実に基づいて、どのように解決していくのかを協議し、対応方針等を立てる。その方針等については、全教職員によって共通理解を図り、組織的に問題解決を図る。

ア 情報の収集、整理

- ・ いじめの態様、いじめを受けている児童・生徒、いじめを行った児童・生徒、傍観したり周囲にいたりした児童・生徒の特徴（学級・部活動等）

イ 対応方針

- ・ 緊急性の確認（自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度を確認）
- ・ 事情聴取や対応の際に留意すべきことを確認

ウ 役割分担

- ・ いじめを受けた児童・生徒からの事情聴取と支援担当（参考資料1）
- ・ いじめを行った児童・生徒からの事情聴取と指導担当（参考資料2）
- ・ 傍観したり周囲にいたりした児童・生徒と全体への指導担当（参考資料3）
- ・ 保護者への対応担当（参考資料6）

エ 深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応

【※「5 いじめの重大事態への対応」を参照】

- ・ 済美教育センター教育SATへの報告（管理職）
- ・ 関係諸機関（杉並区内警察署、児童相談所、児童等家庭支援センター、医療機関等）への連絡

オ 教育委員会によるいじめを行った児童等への出席停止措置について

いじめ防止対策推進法第26条では、区市町村教育委員会は、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために、学校教育法第35条1項の規定に基づき当該児童等（いじめを行った児童等）の出席停止を命ずる等、速やかに講ずるものとする、とされている。

この措置については、いじめの状況等に応じて、学校と相談・協議の上、教育委員会が講ずることとなる。

【出席停止措置までの流れ】

○ 出席停止について

- ・ 学校教育法第35条に、区市町村の教育委員会に出席停止の権限が定められている。
- ・ 出席停止は懲戒ではなく、いじめを受けた児童等の学習権を確保することが目的である。
- ・ 出席停止は、別室学習以上にいじめを行った児童等の学習権を侵害する可能性が高いことから、安易な出席停止はさげなければならない。

○ 出席停止を実施する際の学校の留意点

- ・ いじめ防止対策推進法第23条4項では、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等のいじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる、とあり、まずは、校長室学習等の個別学習を行うことが考えられる。
- ・ それでもやむを得ない場合は、杉並区教育委員会が出席停止措置を講ずることになる。

④ Step 4 いじめが解決後も観察経過・定期的な確認を行う。

いじめはなくなっても、そこにいる人間関係の構成が変わらなければ、いじめが再発する可能性がある。いじめを繰り返さないためにも継続的にいじめを受けた児童等、いじめを行った児童等を観察していく必要がある。

ア 観察経過

- ・ いじめが解決した後、いじめを受けている児童等、いじめを行った児童等の人間関係を継続して観察を続ける。

イ 定期的な確認

- ・ スクールカウンセラーを活用したいじめを受けた児童等へ配慮
- ・ 校内いじめ対策委員会等を活用したいじめを受けた児童等の情報交

【参考資料】

1 被害者（いじめを受けている児童等）への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる理由があっても、徹底していじめを受けた児童・生徒の味方になる。 ・児童・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、児童・生徒にとって話しやすい教員が対応する。 ・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校はいじめを行っている児童・生徒を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。 ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童等のよさや優れているところを認め、励ます。 ・いじめを行っている児童・生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。 ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教員の連絡先を教えておく。 ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。 ・いじめ問題が原因で、当該児童・生徒やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止について理解を促す。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳や生活ノートの交換、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

2 加害者（いじめを行った児童等）への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然とした態度で指導する。 ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることのないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせ、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。 ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている児童・生徒を守るために、いじめを行った児童・生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策を取ることも必要である。 ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳や生活ノート、面談等を通して、教員との交流を続けながら成長を確認していく。 ・授業や学級活動等を通して、気持ちが向上するように向かわせ、よさを認めていく。

3 観衆、傍観者（傍観したり周囲にいたりした児童等）への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。 いじめの問題に、教員が児童・生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。 いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童・生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。
支援	<ul style="list-style-type: none"> 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。 いじめを受けている児童・生徒が、傍観したり周囲にいた児童・生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。 いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。 いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> 学級活動や学校行事等を通して、集団のもつ力をよい方向に向けていく。 いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

4 事情聴取の際の留意事項

<ul style="list-style-type: none"> いじめを受けている児童・生徒や、傍観したり周囲にいたりした児童・生徒の事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。 安心して話せるよう、その児童等が話しやすい人や場所などに配慮する。 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。 聴取を終えた後は、当該児童・生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

5 事情聴取の段階ではならないこと

<ul style="list-style-type: none"> いじめを受けている児童・生徒といじめを行っている児童・生徒から同じ場所で事情を聴くこと。 注意、叱責、説教だけで終わること。 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。 ただ単に謝ることだけで終わらせること。 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。
--

6 保護者との連携

① いじめを受けた児童等の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して児童等を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童等の様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

② いじめを行った児童等の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、児童等を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で児童等に事実の確認をする。
- ・ いじめを受けた児童等の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と児童等の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 事実を認めなかったり、「うちの児童等は首謀者ではない」などとして、学校の対応を批判する保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童等を思う信念を示し、理解を求める。

③ 保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

④ 保護者の不信をかう対応

- ・ 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
- ・ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ・ 電話で簡単に対応する。
- ・ 保護者を非難する。
- ・ これまでの子育てについて批判する。

5 いじめの重大事態への対応

(1) いじめの重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項及びいじめの防止のための基本方針（平成25年10月文部科学省）では、いじめの重大事態を以下のとおり定義している。

【いじめの重大事態の定義】

- 第1号「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、
例えば、
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 第2号「相当の期間」とは、
不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）を踏まえ、年間30日を目安とする。また、連続して欠席しているような場合。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 学校で重大事態が発生した場合

校内いじめ防止対策委員会において、重大事態であると判断した場合、又は重大事態に発展しそうな場合は、速やかに済美教育センター教育SATに報告をする。その際には、いじめの主旨と、学校で分かった事実を明確に伝える。

電話番号 済美教育センター教育SAT：03-3311-0023

(3) いじめの重大事態が発生した場合の対応

いじめの重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策推進法第28条第2項及び第3項に基づき、学校が調査主体の場合と杉並区教育委員会が調査主体の場合がある。

本区においては、重大事態が発生した場合、教育委員会の下に重大事態の調査組織を設置して対応を図ることを基本とする。

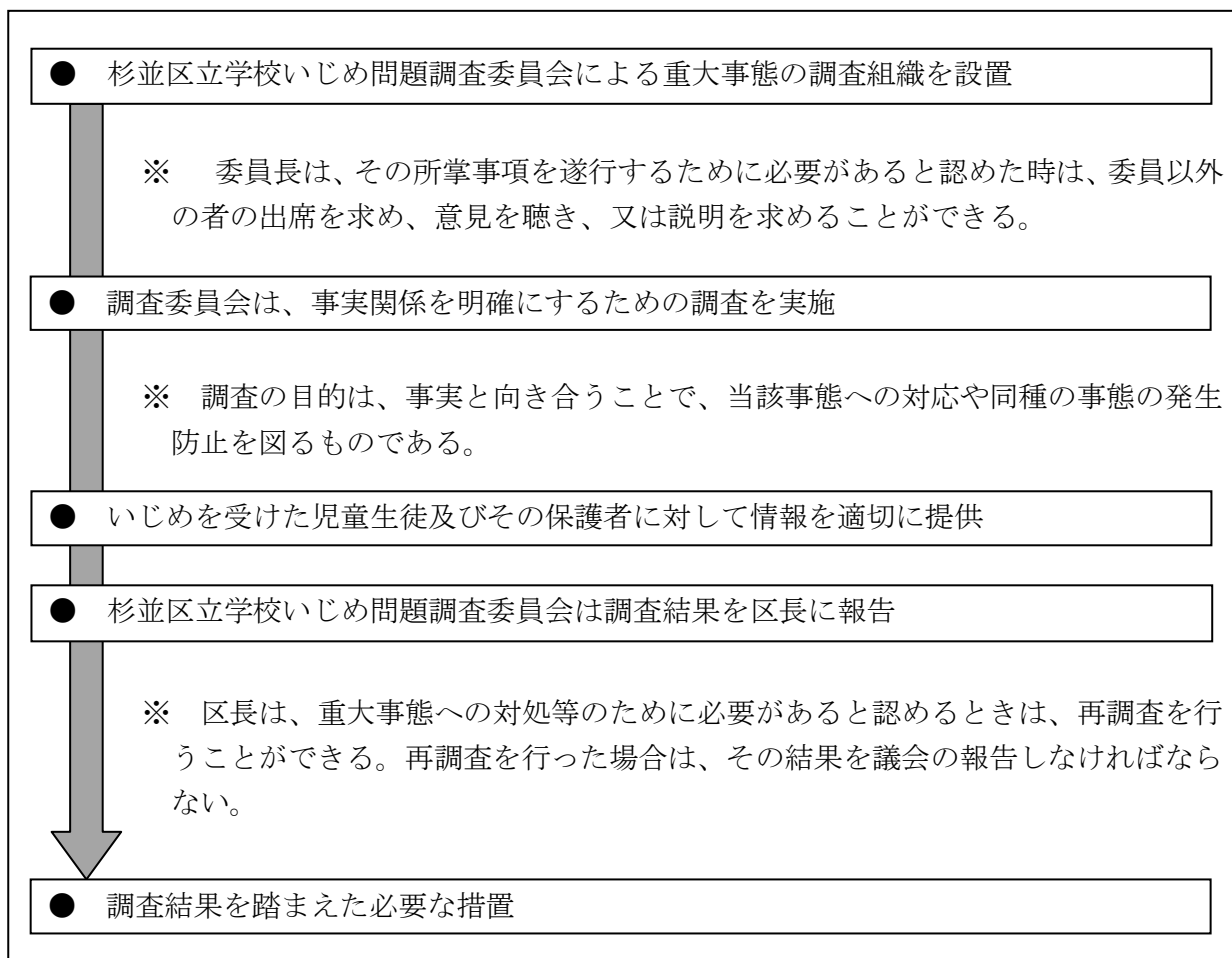
① 杉並区教育委員会が調査主体の場合

区教育委員会が調査主体の場合は、杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、杉並区立学校において同項に規定する重大事態が発生した場合に行う調査組織として、「杉並区いじめ問題調査委員会設置要綱」に基づき杉並区学校いじめ問題調査委員会を設置し、調査に当たることとしている。

同調査委員会における調査内容は下記のとおりである。

- ア いじめの事実関係の把握に関すること。
- イ いじめの原因の調査に関すること。
- ウ いじめによる重大事態の発生の防止に関すること。
- エ その他委員長が必要と認めた事項に関すること。

② 杉並区立学校いじめ問題調査委員会のいじめ調査の流れ



資料編

(1) いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則（第1条等）

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等（第11条等）

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置（第15条等）

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処（第28条等）

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。
※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）

(2) 発達段階によるいじめの特徴

	いじめの特徴	指導上の留意点
小学校 低学年	<ul style="list-style-type: none"> ○ちょっかいを出すような「たたく」「ける」「悪口を言う」「人の嫌なことをする」などが多い。 ○自分の感情を上手に表現できないことからいじめが発生することが多い。 ○仲間を求めたり、欲求不満を伴ったりしたものが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教師とのつながりが強いことから、教師が適切な指導を行うことによって、いじめられている児童が大きな打撃を受けることを未然に防止できる可能性が高い。 ○学級全体への指導とともにいじめる児童一人一人へのきめ細かい指導が大切になってくる。
小学校 中学年	<ul style="list-style-type: none"> ○低学年のいじめの特徴に加えて「仲間はずれ」「無視」などが加わり、心理的ないじめが目立つようになる。 ○同性の小集団になじめなかったり、集団とは異なる雰囲気をもった児童を排斥する等の傾向がある。 ○男女によってその表れ方も異なる。小集団による嫉妬心や支配欲を伴う事例が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教師や周囲の児童にはいじめかどうか見分けにくいものが増えてくる。児童の小集団の動向や日常の交友関係に十分目を配り、いろいろな仲間と集団を作れるように配慮することが大切である。 ○人間関係について、教職員全体で見守ったりすることが重要な時期でもある。
小学校 高学年	<ul style="list-style-type: none"> ○「しつこく悪口を言う」「仲間はずれにする」「無視する」など、心理的ないじめが多くなる。 ○いじめが実際に起こっても「いじめがある」と認める割合急激に減少するといわれる。 ○仲間集団が固定化され、その緊密さや対抗意識が激しくなり、それが基になりいじめに発展することが多い。 ○「リーダー格」の児童が現れて、小集団での支配欲がいじめに発展することもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女の特性の違いに十分配慮する必要がある。女子には、不安定な思春期の心理特性が早く現れることを十分配慮して学級内の集団の形成や個別の児童の行動や心理に目を配りながら指導することが求められる。 ○大集団によるいじめが発生する可能性があるため、学級内外の小集団の関係の変化に留意し、学校全体での情報交換や共通理解を図っていくことが必要である。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○小集団内で仲間同士の悪口を言うなどから生じるいじめ、仲間内での優位性を誇示しようとするいじめ、仲間の結束を図るためのいじめなどが多く見られる。 ○生徒の集団形成が多様化・拡大化することから、大集団における嫌悪感を伴ったいじめや反発・報復感を伴ったいじめが目立つようになる。さらに愉悦感を伴ったいじめもしばしば見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○大集団によるいじめはいじめている生徒も周囲の生徒も共通して罪悪感が乏しい傾向がある。 ○中心となっている生徒に対する継続的個別的な対応を行うとともに周囲にいる生徒を含む集団に対して、いじめの不当性を徹底して指導する必要がある。 ○非行を伴う場合は、学校全体でいじめられた生徒を守る体制を作り、いじめている生徒に対しては、いじめ、非行の背景にも着目して学校全体で指導するとともに関係機関との連携も必要になる。

(3) いじめの発見チェックリスト

登校時から	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 朝早く登校したり、遅く登校したりする。 <input type="checkbox"/> いつも一人で登下校したり、友達と登下校していても表情が暗い。 <input type="checkbox"/> 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。 <input type="checkbox"/> 元気がなく、顔色がすぐれない。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立つ。
授業・学級活動等の時間	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 <input type="checkbox"/> 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 <input type="checkbox"/> うつむきかげんで発言しなくなる。 <input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。 <input type="checkbox"/> 配布したプリントなどが届いていない。 <input type="checkbox"/> グループ活動の際、一人だけ外れている。 <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、係や委員等にも選ばれる。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。 <input type="checkbox"/> 教職員が誉めると、周りの子があざけたり、しらけたりする。 <input type="checkbox"/> 何人かの視線が特定の児童・生徒に集中したり、目配せなどのやりとりがある。 <input type="checkbox"/> 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 <input type="checkbox"/> 特定の児童・生徒の作品が傷つけられていたり、投げつけられていたりする。 <input type="checkbox"/> 特定の児童・生徒が指名されると、ニヤニヤする者や持ち物に触れることを嫌がる者がいる。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 仲のよかったグループから外され、教室や図書室等で一人ポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 一人で廊下や職員室付近をうろうろしたり、用がないのに職員室で過ごすことが多い。 <input type="checkbox"/> 教職員に頻繁に接触したり、話しかけてきたりする。 <input type="checkbox"/> 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。 <input type="checkbox"/> 友達と過ごしているが表情は暗く、オドオドした様子がみられる。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも嫌な役をやらされている。(道具の後始末、他) <input type="checkbox"/> 周りの友達に必要以上の気遣いをしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童・生徒のそばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
下校時	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。 <input type="checkbox"/> いつも友達のを荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 靴や傘等が紛失する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 給食時、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 <input type="checkbox"/> 給食のメニューによって、配膳の量を極端に多くされたり少なくされたりする。 <input type="checkbox"/> 清掃時、いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 <input type="checkbox"/> 清掃時、他の児童・生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。 <input type="checkbox"/> 清掃時、特定の児童・生徒の椅子や机が運ばれなかったり、放置されたりする。 <input type="checkbox"/> 部活動をよく休むようになっていたり、急にやめたいと言い出す。 <input type="checkbox"/> 集団活動や学校行事に参加することを渋る。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。 <input type="checkbox"/> 日記やノート等に、不安や悩みを感じる表現や投げ遣りな記述が見られる。 <input type="checkbox"/> 異なる通学経路から登下校する。 <input type="checkbox"/> 刃物など、危険なものを所持している。

(4) いじめの指導記録(例)

いじめ指導記録(例) (「いじめを受けた児童・生徒」「いじめを行った児童・生徒」への指導を想定して)

作成日		作成者(指導を行った者)	
平成 年 月 日()		名前	分掌・役職等(※1)
指導した児童・生徒名	年 組		
いじめ について	指導した児童・生徒の立場について		
	() いじめを受けている		
	() いじめを行っている		
	いじめの様子について、以下を簡潔に箇条書きにする		
	② いじめの様態(※2)		
	② 当該児童・生徒の状況		
	③ 周囲の児童・生徒との関わり		
④ 保護者の状況			
④ いじめの発端や状況(人間関係等は図示でもよい)	【いつ、誰が、誰に対して、どのようなこと(どの程度)を行ったか】		
指導の経緯(簡潔に)※3			
月日	いじめを受けた児童・生徒に対して	いじめを行った児童・生徒に対して	
	(裏面に続く)		

※1 当該児童・生徒への組織的対応を行う上での位置付け

例) 学級担任、学年主任、生活指導主任、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、等

※2ア. 冷やかし、からかい、悪口、脅し、仲間外れ、無視、軽くぶつかる、遊びのつもりで叩く、蹴る
 工. ひどくぶつかる、叩く、蹴る、金品の強要力、金品を隠す、盗む、壊す、捨てる

キ. 望まないことや恥ずかしいこと、危険なことの強要

※3 詳細については、別紙に記入し添付・保管する

(5) いじめアンケート例 (小学校用)

〇〇小学校のみなさんが、いつも仲よく、そして楽しく学校生活を送ってほしいと保護者や先生方は願っています。

しかし、実際には「いじめ」や「いやがらせ」を受けて、つらく苦しい思いをしているお友だちがいるかもしれません。また、あなた自身がそのような思いをしているかもしれません。もし、そのようなことがあるとしたら、先生たちは少しでも早くそのことに気づき、助けてあげたいと心から思っています。

このアンケートは、そのために行うものです。教えてくれた人が、いやな思いをしないように十分気を付けます。知っていることをぜひ教えてください。

*いじめとは、「暴力や言葉などで、相手にいたい思いやつらい思いをさせること」です。

1 あなたはここ最近（4月から6月までの3ヶ月の間）に、

①「いじめ」られた。[] ②「いじめ」を見た。[] ③「いじめ」をした。[]

④「いじめ」があると聞いた。[] ⑤ ①から④にはあてはまらない。[]

※ []に○を記入してください。

2 上の質問で、①～④と答えた人に聞きます。

(1) そのいじめはいつありましたか？（例：〇月〇日昼休み）

--

(2) それはどこでありましたか？（例：〇年〇組の教室）

--

(3) いじめの内容は？（内容については知っていることすべてを書いてください。かかわった人物名もなるべく書いてください。）

--

(4) 今の様子はどうですか？ [①解決した ②続いている ③ますますひどくなっている]

番号	様子を教えてください。
----	-------------

(5) あなたは、そのいじめについて何をしましたか？

[①止めようとした ②相談を受けた（相談した） ③何もしない ④いじめに加わった]

番号	①②④について具体的に内容を書いてください。
----	------------------------

年 組 番 名前

男・女 (※ここは書かなくてもよいです)

学校の状況に応じてご判断ください

(5) いじめアンケート例 (中学校用)

学校生活を安心して楽しく過ごし、互いの良いところを磨きあい、仲間と協力しながら成長していくことは、保護者や先生方の願いです。

しかし、現実的には、「いじめ」や「いやがらせ」により、つらく苦しい思いをしている生徒がいるかもしれません。このようなことを解決していくためには、できるだけ早く発見し、解決していくことが大切です。

先生たちは、いじめられている生徒を絶対に守ります。みなさんも、ぜひ協力してください。また、情報を教えてくれた生徒への配慮は慎重に行います。

*** いじめとは、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものです。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。**

1 あなたはここ最近（4月から6月までの3ヶ月の間）に、

①「いじめ」られた。[] ②「いじめ」を見た。[] ③「いじめ」をした。[]

④「いじめ」があると聞いた。[] ⑤ ①から④にはあてはまらない。[]

※ []に○を記入してください。

2 上の質問で、①～④と答えた人に聞きます。

(1) そのいじめはいつありましたか？（例：○月○日昼休み）

--

(2) それはどこでありましたか？（例：○年○組の教室）

--

(3) いじめの内容は？（関わりのある人物の名前をなるべく書いてください。内容については知っていることすべてを書いてください。）

--

(4) 今の様子はどうですか？ [①解決した ②続いている ③ますますひどくなっている]

番号	様子を教えてください。
----	-------------

(5) あなたは、そのいじめについて何をしましたか？

[①止めようとした ②相談を受けた（相談した） ③何もしない ④いじめに加わった]

番号	具体的な内容を書いてください。
----	-----------------

年 組 番 名前

男・女 (※ここは書かなくてもよいです)

(6) 主な相談窓口・関係機関一覧

○関係諸機関との連携

教育SAT (済美教育センター)	指導主事・スクールソーシャルワーカー・管理職経験者・臨床心理士で構成しています。いじめ問題に学校とともに取り組み、子ども・保護者への支援を行います。
区教育相談 (特別支援教育課)	指導主事・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・臨床心理士で構成しています。子どもに対するカウンセリング、保護者の方からの個別相談を行います。
保護司、民生児童委員	いじめや生活指導上の諸問題は、学校の内外を問わず発生します。地域で見守ってくださる方々とは、地域における子どもの様子について日常の情報連携に努め、問題解決に当たって行動連携を推進してください。
警察署、少年センター、児童相談所、子ども家庭支援センター	<p>子どもの生命または身体の安全が脅かされているような場合、直ちに関係諸機関に通報することが必要です。</p> <p>また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、警察へ早期に相談し、連携を図ることが重要です。さらに、いじめの解決に向け、児童相談所等との連携についても積極的な検討が必要です。</p> <p>学校だけでは解決できない困難事例の対応のため、学校と関係諸機関等が一体となった行動連携を図り、諸問題に対し、各機関の専門性を生かした多様な指導や支援を組織的に行います。</p>

○主な相談窓口・関係機関一覧

主な相談窓口・専門機関等	電話番号	所在地等
すぎなみ いじめ電話レスキュー	080-8825-0119 0120-949-466	済美教育センター
特別支援教育課電話相談	03-3317-1190	済美教育センター 内 特別支援教育課
教育SAT (スクールアシストチーム)	03-3311-0023	済美教育センター
SSW (スクールソーシャルワーカー)	03-3311-1921	済美教育センター 内 特別支援教育課
ゆうライン	03-5929-1901	杉並区子ども家庭支援センター
東京都いじめ相談ホットライン	03-5331-8288	東京都教育相談センター
東京子供ネット	0120-874-374	東京都児童相談センター
24時間子供SOSダイヤル	0570-0-78310	文部科学省
ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970	警視庁少年相談室
サイバー犯罪相談窓口	03-3431-8109	警視庁サイバー犯罪対策課
チャイルドライン	0120-99-7777	(18歳までの子どもが対象)